

令和5年度第1回広島市医療安全推進協議会でいただいた主な御意見について

1 広島市医療安全支援センター相談窓口の愛称について

(1) 前回の協議会での主な御意見について

- 他の自治体には、相談窓口にあ称を付けているところもあることから、本市においても愛称を付けることを検討してはどうか。

(2) 上記を踏まえた対応案

- 令和元年度にあ称及びロゴマークを市民から公募した結果、選考要領を満たす愛称が無かったため、ロゴマークのみ決定したという経緯がある。
- 今後、本市で改めて愛称を公募することを検討してはどうか。その際、選考要領を満たす愛称が複数応募されるよう、実際に他の自治体で用いられている愛称(※)を例としてお示しすることも検討してはどうか。
(※) 例：大阪市「患者ほっとライン」、静岡市「ほっとはあと」、東京都「患者の声相談窓口」、京都府「医療ほっとあんしん相談」
- 愛称が決まるまでの間は、当センターのチラシにおける「広島市医療安全支援センター」との記載を、本市を含む13の政令市が用いている名称である「医療安全相談窓口」とすることとしてはどうか(別紙1)。

2 広島市医療安全支援センター設置要綱に関する御意見について

(1) 前回の協議会での主な御意見について

- 広島市医療安全支援センター設置要綱(以下「要綱」という。)第2条(組織)には、相談窓口の設置と広島市医療安全推進協議会(以下「協議会」という)の開催が規定されているだけで、当センターの業務内容が規定されていない。相談窓口は当センターの一部であることを明記する必要があるのではないかな。
- 要綱第4条(相談窓口の業務)において規定されている4つの業務すべてを、相談窓口で行っているわけではないのではないかな。
- 要綱第5条(協議会の委員)と第6条(意見聴取)については、まず、協議会の業務を規定した後で委員について規定すべきではないかな。
- 要綱第6条(意見聴取)について、見出しが「(意見聴取)」である上、条文においても「協議会において、(略)意見を聴取する。」と規定されているが、他都市の要綱のように「検討する。」などと規定した方が良いのではないかな。
- 要綱第8条(会議)第1項において、「協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。」と規定されているが、他都市の要綱のように、「会議の長が必要と認めるときに開催する」などと規定した方が良いのではないかな。

(2) 上記を踏まえた改正案

別紙2のとおり。